

～守ろう 交通ルール 高めよう 交通マナー～

交通ルール 守るあなたが 守られる

5月11日(月)～20日(水)の10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。春の交通安全運動の基本は「子どもと高齢者の交通事故防止」と定め、3つの重点目標を掲げて運動を展開します。

重点目標

- I 自転車の安全利用の推進（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- II 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- III 飲酒運転の根絶

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



※平成25年12月1日から道路交通法の一部が改正され、路側帯における自転車の通行ルールが変わりました。
 （これまで自転車は歩道がない道路の左側と右側の路側帯のどちらも通行ができましたが、改正により、**左側の路側帯**しか通行できなくなりました。）

この運動期間中、家庭や職場、地域で交通ルールの順守や正しい交通マナーの実践について、もう一度話し合いをしましょう。

飲酒運転は犯罪です

平成26年中の宮城県内の飲酒運転交通事故（原付以上）は、発生件数が84件、死亡事故は2件で死者数が2名でした。いずれも飲酒運転者本人が死亡しています。

飲酒の影響により、運転に必要な緊張感が欠如しているためか、事故類型別では追突事故が、違反別では前方不注意が高い割合を占めています。

飲酒運転事故等の発生特徴

- ①深夜から早朝にかけて多発
 - ②飲酒運転者は40代が最も多く、次いで30代、50代、60代も多く発生
- 飲酒運転は悪質で危険な犯罪行為で厳しく罰せられます。飲酒運転は死亡事故などの重大事故に直結し、6つの宝を失い、本人や家族を含め周囲の全ての人を巻き込み不幸にします。
 市民一人ひとりが安全で安心して生活できるよう、「飲酒運転をしない させない 許さない」を実践し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

飲酒運転で失う6つの宝

- ①命（死亡事故に直結）
- ②家族（家族離散など）
- ③仕事（解雇など）
- ④社会的信用（マスコミで報道など）
- ⑤免許（免許取消しなど）
- ⑥お金（罰金や遺族補償など）

問／生活環境課（☎内線334）

総合体育館5月行事予定

2日(土)(メイン・サブ) 第21回県南支部中学校対抗バドミントン大会団体戦	9日(土)・10日(日)(メイン・サブ) 宮城県高体連仙南地区総合体育大会(バレーボール)
5日(火・祝)・23日(土) 市民開放デー	11日(月)・25日(月) 施設設備点検・修繕日

※詳しくは、当館発行の行事予定表、または岩沼市のホームページをご覧ください。問／総合体育館 ☎24-4831

陸上競技場5月行事予定

1日(金) 岩沼北中学校 体育祭	24日(日)(予備日6月7日(日)) 第37回片町町内会グラウンド・ゴルフ競技大会
17日(日) 第10回花の森女子サッカー大会	31日(日) 全国小学生交流陸上競技大会地区予選

※詳しくは、陸上競技場・総合体育館にお問い合わせください。問／陸上競技場 ☎24-1242 総合体育館 ☎24-4831

住宅リフォーム助成事業のご案内

市民の住環境整備と地域経済の活性化を図るため、個人住宅のリフォーム工事に対して助成を行います。

●補助対象者

- ・岩沼市に住民登録し居住している住宅所有者
- ・市税などを滞納していない方

●補助対象住宅

- ・岩沼市内にある既存住宅
- ・現に居住している専用住宅または併用住宅の居住部分

●補助対象工事

- ・20万円（税抜）以上の住宅リフォーム工事（修繕・補修・模様替えなどの住宅の機能維持または機能向上のための工事）
- ・市内に本店機能を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が行う工事
- ・補助金の交付決定通知後に着手し、平成28年3月31日までに所定の実績報告書などを市に提出できる工事

●対象工事一覧

- ①生活への支障の改善工事（手すりの設置、段差解消工事、滑り止め工事など）
- ②住宅の長寿命化工事
 - ・く体（建築の強度に関わる基礎や柱）の改修、建具やサッシ工事、間取りの変更や増改築
 - ・内装工事（壁や床および天井の改修工事、給排水設備工事など）※クロス、障子、ふすま、畳、タイル石、カーテンなどについては、工事を伴うリフォームであれば対象。
 - ・外装工事（屋根および外壁工事）

- ③住宅エコ工事（断熱材や断熱サッシ）※太陽光発電、冷暖房機器、給湯器導入に係る購入経費は対象外。
- ④災害対策工事（風雪に伴う雪止め、雨どいの施工や土砂災害防止のための耐力壁）
- ⑤その他、市長が認める経費（住宅リフォームに伴う廃棄物処理費、改修に係る設計費）

●補助対象期間

平成27年5月1日(金)～平成28年3月31日(木)

●補助金額

一律10万円

※申請用紙は商工観光課のほか、市民会館、各公民館にもあります。（様式は市のホームページからもダウンロードできます）

※受付時間は、土・日曜日・祝日を除く9時～17時です。

※予算の関係上、受付先着順になりますので、あらかじめご理解願います。

※当事業については、ホームページでも確認できます。

【補助金交付申請手続きの流れ】

- ①補助金交付申請書提出（見積添付）
- ②補助金交付決定通知
- ③工事着手
- ④工事完了
- ⑤工事完了実績報告書 兼 補助金交付請求書提出
- ⑥補助金交付（振込）

受付・問／市役所3階 商工観光課（☎内線322・323）

軽自動車税（二輪車）の税率変更が1年間延期されます

地方税法の改正により平成27年度から軽自動車の税率が引き上げられますが、二輪車（原付・バイク・小型特殊自動車など）の税率引き上げについては、1年間延期することになりました。

平成27年度 軽自動車の税率

区分	税率（平成26年度と同率）	
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円
	総排気量51cc～90cc	1,200円
	総排気量91cc～125cc	1,600円
	ミニカー	2,500円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他のもの（フォークリフトなど）	4,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下	2,400円
小型二輪	総排気量251cc	4,000円

区分		税率（平成26年度と同率）	平成27年4月1日に取得の車両のみ新税率	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

平成27年度の軽自動車の税率事例

- 平成27年3月31日までに新車登録された車両（自家用四輪乗用）を購入した場合
…7,200円（税率変更なし）
 - 平成27年4月1日に新車登録された車両（自家用四輪乗用）を購入した場合
…10,800円（新税率）
- ※軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

問／税務課市民税係
（☎内線243・244）